令和 7 年 9 月

定期報告の対象となる用途・規模について（佐世保市）

1　定期報告の対象となる「建築物」

次の用途、規模等に該当する建築物（※）が対象となります。

※避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの

【表 1】

用途		報告対象の規模等　**※いずれかに該当する場合**
A	劇場、映画館、 観覧場（屋外観覧場を除く）、 公会堂、演芸場、集会場	①**地階**又は **3 階以上**の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が **200 ㎡超** ②当該用途に供する部分の床面積（客席部分）が **200 ㎡以上** ③**主階が 1 階にない場合**（劇場、映画館、演芸場に限る）
B	百貨店・マーケット・ 物品販売店を営む店舗	①**地階**又は **3 階以上**の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が **200 ㎡超** ②**2 階**にある当該用途に供する部分の床面積の合計が **500 ㎡以上** ③当該用途に供する床面積の合計が **3, 000 ㎡以上**
F	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	①**地階**又は **3 階以上**の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が **200 ㎡超** ②**2 階**にある当該用途に供する部分の床面積の合計が **500 ㎡以上** ③当該用途に供する床面積の合計が **3, 000 ㎡以上**
G	病院（患者の収容施設があるものに限る。）	①**地階**又は **3 階以上**の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が **200 ㎡超** ②**2 階**にある当該用途に供する部分の床面積の合計が **300 ㎡以上** （2 階の部分に患者の収容施設があるものに限る。）
H	診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	①**地階**又は **3 階以上**の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が **200 ㎡超** ②**2 階**にある当該用途に供する部分の床面積の合計が **300 ㎡以上** （2 階の部分に患者の収容施設があるものに限る。）
I	就寝用途の児童福祉施設等、 サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、 障害者グループホーム ※別途	①**地階**又は **3 階以上**の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が **200 ㎡超** ②**2 階**にある当該用途に供する部分の床面積の合計が **300 ㎡以上**
J	旅館、ホテル	①**地階**又は **3 階以上**の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が **200 ㎡超** ②**2 階**にある当該用途に供する部分の床面積の合計が **300 ㎡以上**
K	体育館、博物館、美術館、 図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 （いずれも学校に付属するものを除く。）	①**3 階以上**の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が **200 ㎡超** ②当該用途に供する部分の床面積の合計が **2,000 ㎡以上**

※別途：助産施設、乳児院、障害者入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

２　定期報告の対象となる「建築設備」

【表１】の建築物に設置されている建築設備については、全て定期報告の対象となります。

【表 2】

種別	報告対象の要件
法第 28 条第 2 項ただし書及び同条第 3 項の規定により設けられた機械換気設備	【表 1】定期報告対象建築物に設置されている建築設備
排煙機を有する排煙設備	
非常用の照明装置	

上記【表 2】に加え、防火扉・防火シャッターなどの防火設備について、定期報告が必要となります。

【表 3】

種別	報告対象の要件
防火設備（外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。）	①【表 1】定期報告対象建築物に設置される防火設備 ②病院、有床診療所又は就寝用途の児童福祉施設等、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームの用途に供する部分の床面積の合計が **200 ㎡以上**の建築物に設置される防火設備

３　定期報告の対象となる「昇降機」「遊戯施設」

昇降機、遊戯施設について、新たに小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。）が追加されます。

【表 4】

種別	報告対象の要件
昇降機、観光用エレベーター等、遊戯施設	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。）、観光用エレベーター、観光用エスカレーター、遊戯施設

※上記昇降機等の定期報告の提出については、従来通り、財団法人長崎県住宅・建築総合センターを経由して提出することとなります。

佐世保市役所 HP：http://www.city.sasebo.lg.jp/tosiseibi/kentiku/kijunho-tekihokoku.html

一財長崎県住宅・建築総合センターHP：http://www.nagasaki-jkc.jp/reports.html

お問い合わせ
佐世保市役所　都市整備部　あんしん建築課
ＴＥＬ：0956-24-1111（内線 2847、2845）
ＦＡＸ：0956-25-9678